

当日の日程・進行案

9月10日(土)	9月11日(日)
13:00 開場	9:15~9:30 全体会 趣旨・説明
13:00~13:15 全体会 趣旨説明	9:30~(昼食休憩)15:40 4分科会
13:15~17:00 シンポ「指導員の資格、 研修カリキュラム、認証制度を考える」 研究者、研究者、県職員の方々にそれぞれ の立場からお話しいただき考えます	「学童保育の保育指針素案」を検討する 大規模学童保育の問題を解決する 「指定管理者制度」と学童保育
19:00~21:00 代表委員会	15:40~16:00 2日間を通してのまとめ

交通

第21回埼玉県学童保育合宿研究会

「埼玉県コバトンプラン」推進キャンペーン協賛事業

【テーマ】「運営基準」に続いて保育内容についての規定づくりへ
～「保育指針」づくり、指導員の研修カリキュラムと認証制度研究のスタート～

毎年この合宿研究会は、学童保育の実践と運動にとって重要だと思われる課題・問題について学習・研究を行う場として開催してきました。

昨年3月、埼玉県は全国に先駆けて「県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。国において学童保育(放課後児童クラブ)についての施設や指導員、活動内容などについての最低基準がない現時点で、県が保護者と指導員の声を集めて、いわば“埼玉県版の学童保育最低基準”として作成したものです。続いて埼玉県は、今年2月に策定した「埼玉県子育て応援行動計画(県子育てコバトンプラン)」の中で「放課後児童クラブの充実」の柱を設け、具体的施策6項目の1つに「指導員研修カリキュラムや指導員の認証制度の検討」を設けました。この動きとも関連して、埼玉県学童保育連絡協議会では、昨年度から「学童保育の保育指針」づくりを進めてきました。

「運営基準」が学童保育の物理的諸条件(ハード)の整備だとすれば、「指導員研修カリキュラム」「保育指針」等は保育内容(ソフト)の整備だと言えます。

今回の合宿研究会では、この問題に焦点を当てます。

日時 2005年 9月10日(土)～11日(日)

会場 埼玉県県民活動総合センター(地図参照)

参加費 1,500円、宿泊費 2,500円(食事代別)

対象 学童保育の保護者、指導員であればどなたでも参加できます。

申し込み 会場等の関係でなるべく事前にお申し込み下さい。宿泊を伴う場合は8月26日までに(50人)、日帰りの方も9月6日までに申し込んで下さい。現金書留ないし郵便振替にて。郵便振替の場合、領収書コピーと「申し込み用紙」をFAXにてお送り下さい。

お願い 地域地域連協、地域指導員会等で是非、討議してきて下さい。

申し込み用紙

市町村名	氏名	性別	所属学童保育名	
		男女		
連絡先住所	〒()			
電話	(自宅) (職場)	をつけて ください	父母 他()	指導員

参加費1,500円、宿泊費2,500円(子ども1,800円)計()円を添えて申し込みます

埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005 TEL048(644)1571 FAX048(644)1572

e-mail ; gakudoust@yahoo.co.jp / 郵便振替 00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

みんなで学び合いたいこと

1日目 指導員の資格、研修カリキュラム、指導員の認証制度を考える

「埼玉県子育て応援行動計画」には「放課後児童クラブの充実」の重点の1つに位置づけ、その具体的施策6項目の1つに「指導員研修カリキュラムや指導員の認証制度の検討」を明記しました。そこには、「・指導員の資質の向上を図るため、行政、関係団体、大学等の関係機関の連携により、指導員の研修カリキュラムを作成します。・指導員研修の受講終了について、県独自に認証する仕組みについて検討します」とあります。今回の合宿研はこのことを考えるスタートと位置づけました。

【学びたいこと】1. 指導員の仕事・役割とは何か？指導員にも求められる専門性、資格とは何かを明らかにする 2. 指導員にはどのような資格が求められるか？また、指導員の研修カリキュラム、指導員の認証制度の必要性を明らかにする 3. 指導員の研修カリキュラム、指導員の認証制度をどのような内容と仕組みでつくるか

【進め方】コーディネーター 薄井俊二（県連協会長）

1. 趣旨説明、県連協としてこのテーマについてとりくんできたこと・経過
2. それぞれの立場から発言

学童保育指導員 野中賢治氏（元東京都文京区指導員、元全国学童保育連絡協議会会長）

研究者 吉川はる奈氏（埼玉大学教育学部、家政教育講座）

県行政 小峰弘明氏（埼玉県子育て支援課主幹）

県内の指導員から（埼玉県学童保育指導員連絡協議会役員）

3. 参加者から質問・意見をもらって、それぞれ応えてもらう

2日目 以下の3つの分科会に分かれて学びます

第1分科会 「学童保育の保育指針素案」を検討する

【趣旨】学校放課後の生活の場である学童保育は、子どもたちにとって、一番自分が出せる場でありたいと願っています。そのことは基本としつつ、どの学童保育であっても共通に大事にしたい保育の考え方や内容を打ち出していく必要があります。県連協として昨年度から「学童保育の保育指針」づくりを始めました。専門委員会で作成した「保育指針素案」について深めます。

【学びたいこと】「保育指針素案」についての討議を通じて 改めて「保育指針」作成の意義を確かめる 「保育指針」の内容・ポイントを明らかにする 「指針」作成に当たっての留意点を明らかにする。

【進め方】1. 県連協「保育指針」検討委員会から素案の説明＋質疑 2. 「保育指針」を深める意味から、先行的に作成してきた地域・指導員会から報告（案・飯能市指導員会、草加市指導員会） 作成の背景・理由 「指針」の内容 作成過程で討議になったこと 改めて考えさせられたこと 作成の意義 県連協作成の「指針」に対する期待や注文・要望

3. 討議 4. まとめ

【世話人】薄井俊二（県連協会長）

第2分科会 大規模学童保育の問題を解決するために

【趣旨】学童保育は子どもたちの生活の場です。生活の場には自ずと、ふさわしい適正児童数の規模があります。「運営基準」では40人、厚生労働省の委託調査では30人としています。しかし、学童保育への需要と期待を反映して入所児童数が増え続けるのに比して施設整備が進まないことから、一方で待機児童問題が、一方で大規模問題が発生しています。大規模問題は、指導員数を増やせば解決する問題ではありません。適正規模に生活単位を分けていく、学童保育の分離・増設を進めていく以外にありません。

【学びたいこと】1. 大規模問題の現状と問題点を明らかにする 2. 分離・増設をどう進めていくか？を明らかにする 3. 大規模学童保育の中での工夫の方法についても交流し合う

【進め方】1. 趣旨説明 2. 大規模に関わったの事例報告 分離を実現した学童保育の例（案・さいたま市蓮沼学童保育所） 2分割した学童保育の例（案・草加市新田学童保育） 地域連絡協議会として増設を緊急課題と位置づけている例 3. 討議 4. まとめ

【世話人】志村伸之（県連協副会長）

第3分科会 「指定管理者制度」と学童保育

【趣旨】「指定管理者制度」とは、これまで、社会福祉協議会等公的団体に限られてきた「管理委託」先を、株式会社などにも「門戸開放」するものです。公立委託地域では、06年9月までに「指定管理者制度を導入するか」「直営方式」に戻すのかの選択を迫られます。県内の学童保育では、草加市で地域連協が基盤となってきたNPO法人が、和光市で（株）エヌアイサービスが、この制度によって指定されています。それ以外の地域、それも「管理委託」でなく「業務委託」形態で委託されている地域でも市町村が「指定管理者制度での実施」を言い出しているところが見受けられます。来年9月を一つのリミットとすると、今年度中に行政・議会等でこのしくみを定める必要があり、その意味で今年が正念場の年です。

【学びたいこと】1. 「指定管理者制度」をめぐる現時点での状況と課題を明らかにする 2. 正念場の今年、どう対応するかを地域の事例をもとに考え合う

【進め方】1. 基本的な講義 2. 事例報告 新座市学童保育の会（案）富士見市ほごしゃ連絡会 その他 3. 討議 「指定管理者制度」を理解する どう対応するか？ 3. 討議 4. まとめ

【講師・助言者】熊谷守朗氏（前埼玉県学童保育連絡協議会副会長、自治体研究者）

【世話人】小林鉄男（県連協副会長）